広報広聴特別委員会

令和８年５月８日

【開催日】　令和８年５月８日（金）

【開催場所】第２委員会室

【開会・散会時間】　午後２時～午後５時４３分

【出席委員】

委員長	宮　本　政　志	副委員長	山　田　伸　幸
委員	穐　本　真　一	委員	伊　場　　勇
委員	大　井　淳一朗	委員	大　年　恒　夫
委員	奥　　良　秀	委員	北　永　千　賀
委員	白　井　健一郎	委員	武　野　裕　司
委員	恒　松　恵　子	委員	中　岡　英　二
委員	中　島　好　人	委員	中　村　博　行
委員	濱　本　健　吾	委員	福　田　勝　政
委員	藤　岡　修　美	委員	藤　谷　圭　子
委員	前　田　浩　司	委員	矢　田　松　夫
委員	脇　本　直　美		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	舩　林　康　則	局次長	中　村　潤之介
主査兼庶務調査係長	山　田　寿実子	庶務調査係書記	和　田　悠　花

【審査内容】

１　「議論」６月１日発行版について

２　市議会モニターについて

３　その他

午後２時　開会

宮本政志委員長　それでは広報広聴特別委員会を開催いたします。本日の付議事項、まず１点目です。「議論」６月１日発行版についてに入ります。議会だよりについては、濱本部会長から報告をお願いいたします。

濱本健吾委員　広報情報発信部会から報告します。前回の特別委員会で議会だよりの全１０ページについて説明いたしました。その中で、共産党への勧告、白井議員の謝罪の内容案についてと、反対討論を載せるべきではないかという主にこの２点について御意見を頂きました。また、そのほかの内容については異議がなかったため、前回お伝えした内容を基に議会だよりの作成を進めております。こちらは５月１４日の広報広聴特別委員会に間に合う予定です。今回は４月２２日に部会を開催して、勧告案、謝罪案を作成いたしましたので、確認をよろしくお願いします。

宮本政志委員長　今、幾つか同時に出たので、まず一つ目は何から報告に入りますか。

濱本健吾委員　共産党の勧告、白井議員の謝罪の議会だよりに載せる案を作成しましたので、そちらを皆さんに確認いただければと思います。

宮本政志委員長　だから、まずは勧告のほうね。この間の委員会の中でも、この勧告に関して少し議論がありました。それについて掲載すべきではないという前提での議論がございましたが、広報部会は掲載をしていきますよということで、部会長から報告がございました。部会長、これは読み上げになるのかな。何か準備していますか。

濱本健吾委員　Ａ４の紙で人数分の文書を準備しておりますので、そちらをお配りしてもよろしいでしょうか。

宮本政志委員長　そうですね。読み上げになるとなかなか分かりにくいので。

そうしましたら、今から暫時休憩に入りますけど、暫時休憩の前に、事務局、中継を切ってください。それでは暫時休憩に入ります。

午後２時３分　休憩

午後２時７分　再開

【議事の概要】

１　「議会運営委員会」「中島議員、山田議員に対して是正勧告」の記事について

(1) 概要

・濱本健吾部会長から、部会決定事項として「部会での話合いの結果、勧告については３月議会であったことであるため、掲載する」との報告があった。

・山田伸幸副委員長・中島好人委員から「掲載するべきではない」という反対する意見があった。

・白井健一郎委員から「内容によっては掲載すべきではない」「評価などの主観は掲載するべきではない」との発言があった。

・矢田松夫委員から「議会運営委員会の資料として公開されている是正勧告の文書を掲載したらどうか」との発言があった。それに対して、濱本健吾部会長から「勧告文のみでは何が起きたか分かりにくい」という回答があった。

(2) 結果

賛成多数で部会から提出された案で掲載することに決定。ただし、資料２行目「時代に合わせた」は削除。「各議員が異なる意見～信頼されなくなってしまいます」の部分は、枠等で区別化して、別物として見えるように記載する。

2　「白井議員が全員協議会で謝罪」の記事について

(1) 概要

・白井健一郎委員から「「謝罪文の朗読を行いました」を「自主的な謝罪がありました」に変更してほしい」との発言があった。それに対して、濱本健吾部会長から「事実に基づくため、変更する」との回答があった。

・中島好人委員から「他の議員から質疑があった旨の記載は削除すべきではないか」という発言があった。それに対して、宮本政志委員長から「「謝罪に対して質疑してはいけない」という規定はない」との発言があった。

・奥良秀委員から「「厳しい質疑」の「厳しい」は主観と思われるため、削除するべきではないか」との発言があった。

・奥良秀委員から「どこの会派室の壁を故意に蹴り、なぜ破壊したのか掲載するべきではないか」という発言があった。それに対して、下記のような意見があった。

白井健一郎委員　全員協議会での発言したことであれば、掲載してよい。

大年恒夫委員　全員協議会で理由を述べられたため、掲載するべき。

穐本真一委員　理由に関しては全文掲載するべき。

濱本健吾部会長　謝罪文の中には、「私はあることに腹を立て」と記載がある。その後の質疑の中で、「事務局に腹が立って、一部の職員と私の間のトラブル」という回答があったが、そのトラブルは事務局が認識していないものだと思う。そのような口論があったと誤解されるような書き方をするのはやめたほうがよい。

大井淳一朗委員　謝罪の中で、「あることに腹を立て」と言っているため、そのまま記載したらよいと思う。

(2) 結果

賛成多数で、部会から提出された案より下記の部分を修正することとなった。

・「謝罪文の朗読を行いました」を「自主的な謝罪がありました」に変更。

・「厳しい質疑がありました」の「厳しい」を削除。

・壁を破壊した理由については、「あることに腹を立て」と記載。

午後５時３４分　休憩

午後５時４１分　再開

宮本政志委員長　それでは委員会を再開いたします。付議事項２点目、市議会モニターについて報告はございますか。

脇本直美委員　広聴市民参加推進部会より、市議会モニターについて御報告いたします。４月３０日をもちまして、市議会モニターの募集が終了いたしました。応募者につきましては、新規の応募者が１０名、経験がある応募者が３名の計１３名でございました。市議会モニターの選考につきましては、委員会議決で定員１０名以内、新規応募者を優先するとなっておりますので、それに従い、新規応募者１０名を市議会モニターと決定いたしました。委嘱式につきましては、議長が委嘱状をお渡しいたしますので、議長の公務を確認し、事務局と委員長とで調整をしております。以上で報告を終わります。

宮本政志委員長　今の報告に対して、意見、質問等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、市議会モニターについての付議事項の二つ目は終わりますけど、またモニターがどういった方か、あるいは委嘱式をいつにしますということは、随時、事務局から委員の皆さんにお知らせいたします。続きまして、付議事項の３点目に入ります。その他ですけど、委員の皆さんございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、本日の広報広聴特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後５時４３分　散会

令和８年（2026 年）５月８日

広報広聴特別委員長　　宮　本　政　志